

令 和 7 年

奈良市議会12月定例会  
提 出 議 案

奈 良 市



## 目 次

奈良市報告第 55 号	市長専決処分の報告について	1
〃 第 56 号	市長専決処分の報告について	5
〃 第 57 号	市長専決処分の報告について	7
〃 第 58 号	市長専決処分の報告について	9
〃 第 59 号	市長専決処分の報告について	11
〃 第 60 号	市長専決処分の報告について	13
奈良市議案第 97 号	令和 7 年度奈良市一般会計補正予算（第 5 号）	15
〃 第 98 号	令和 7 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	21
〃 第 99 号	令和 7 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）	72
〃 第 100 号	令和 7 年度奈良市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	73
〃 第 101 号	奈良市人権・コミュニティセンター条例の一部改正について	74
〃 第 102 号	奈良市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	76
〃 第 103 号	入江泰吉記念奈良市写真美術館条例の一部改正について	78
〃 第 104 号	奈良市入江泰吉旧居条例の一部改正について	81
〃 第 105 号	奈良市杉岡華邨書道美術館条例の一部改正について	83
〃 第 106 号	奈良市災害対策基本条例の制定について	85
〃 第 107 号	奈良市営住宅条例の一部改正について	93
〃 第 108 号	奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	95
〃 第 109 号	工事請負契約の締結について	96
〃 第 110 号	公の施設の指定管理者の指定について	101
〃 第 111 号	公の施設の指定管理者の指定について	102
〃 第 112 号	公の施設の指定管理者の指定について	103
〃 第 113 号	公の施設の指定管理者の指定について	104

奈良市議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について	105
〃 第115号	公の施設の指定管理者の指定について	106
〃 第116号	公の施設の指定管理者の指定について	107
〃 第117号	公の施設の指定管理者の指定について	108
〃 第118号	公の施設の指定管理者の指定について	109
〃 第119号	公の施設の指定管理者の指定について	110
〃 第120号	公の施設の指定管理者の指定について	111
〃 第121号	教育委員会の委員の任命について	113
〃 第122号	公平委員会の委員の選任について	115

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を別紙のとおり専決処分する  
ものとする。

令和7年10月16日

奈良市長 仲川元庸

記

1 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について

# 市営住宅等明渡し及び滞納家賃等の支払請求に 関する訴えの提起について

本市は、市営住宅等の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求めるため、次のとおり裁判所に訴えを提起する。

## 1 訴えを提起する相手方の住所及び氏名

別表のとおり

## 2 訴えの要旨

別表に記載する者を相手方として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。

- (1) 市営住宅等を明渡し、かつ原状に復し、奈良市営住宅条例第38条第4項（奈良市コミュニティ住宅条例第6条で準用する場合を含む）の規定により徴収する金銭を支払え。
- (2) 滞納家賃等及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

## 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3) 本市は、上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解することができる。

別 表

番号	住 所	氏 名	住宅名及び住宅番号	請求の原因
1	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	家賃滞納
2	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	家賃滞納

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年10月14日

奈良市長 仲川元庸

記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年5月18日午前7時頃、奈良市川上町地内において発生した、奈良市立若草中学校敷地内斜面からの倒木により、民家の電線及びヒューズが損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 32,134円

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

# 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年10月16日

奈良市長 仲川元庸

記

## 和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年2月10日午前10時40分頃、奈良市西大寺栄町地内において発生した、工事施工中の市道を歩行していた相手方が転倒し負傷した事故に関し、相手方から本市及び同工事を本市から受注した特定建設工事共同企業体の代表者（以下「工事事業者」という。）に対して提起された損害賠償請求訴訟について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 0円

2 和解の要旨

- (1) 工事事業者は、相手方に対し、本件見舞金として100,000円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) 相手方は、本件工事の共同施工者である訴外事業者に対し、本和解成立以降、本件事故に関し、一切の請求を行わず、又、一切の異議を申し立てない。
- (4) 相手方、本市及び工事事業者は、相手方、本市及び工事事業者間には、本件事故に関し、和解条項に定めるもののほかに互いに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年10月16日

奈良市長 仲川元庸

記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年4月15日午前9時15分頃、奈良市法華寺町地内において発生した、本市が管理する行政財産道路上の溝蓋の跳ね上がりにより、走行していた相手方の普通自動車のタイヤ、ホイール等が損傷した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 583,000円

奈良市報告第59号

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年10月16日

奈良市長 仲川元庸

記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年6月27日午前8時20分頃、奈良市尼辻中町地内において発生した、本市の公用車が民家の外壁に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 99,000円

奈良市報告第60号

## 市長専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 和解及び損害賠償の額の決定について

## 市長専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記の事件を専決処分するものとする。

令和7年10月17日

奈良市長 仲川元庸

記

### 和解及び損害賠償の額の決定について

令和7年7月30日午後2時20分頃、奈良市狭川両町地内において発生した、本市の公用車が相手方の軽自動車に接触した事故について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 166,200円

## 令和7年度奈良市一般会計 補正予算（第5号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,113,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,396,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### （繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

### （債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		千円 36,876,093	千円 11,175	千円 36,887,268
	2. 国 庫 補 助 金	3,773,031	2,175	3,775,206
	4. 国 庫 交 付 金	8,576,598	9,000	8,585,598
17. 県 支 出 金		12,442,604	4,500	12,447,104
	4. 県 交 付 金	2,198,060	4,500	2,202,560
21. 繰 越 金		1,482,028	67,588	1,549,616
	1. 繰 越 金	1,482,028	67,588	1,549,616
23. 市 債		14,337,600	6,030,000	20,367,600
	1. 市 債	14,337,600	6,030,000	20,367,600
歳 入 合 計		170,283,464	6,113,263	176,396,727

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		千円 651,477	千円 16,598	千円 668,075
	1. 議 会 費	651,477	16,598	668,075
2. 総 務 費		18,183,276	376,104	18,559,380
	1. 総 務 管 理 費	11,832,727	429,373	12,262,100
	3. 徴 税 費	1,556,223	△ 32,985	1,523,238
	4. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,000,060	△ 6,368	993,692
	5. 選 挙 費	609,172	1,325	610,497
	6. 統 計 調 査 費	265,846	7,117	272,963
	7. 監 査 委 員 費	93,084	△ 22,358	70,726

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		千円 79,166,422	千円 167,459	千円 79,333,881
	1. 社会福祉費	37,114,509	175,095	37,289,604
	2. 児童福祉費	28,658,733	1,166	28,659,899
	3. 生活保護費	13,217,533	△ 11,309	13,206,224
	4. 国民年金事務費	175,647	2,507	178,154
4. 衛 生 費		15,087,205	△ 140,031	14,947,174
	1. 保健衛生費	4,983,367	31,734	5,015,101
	2. 保健所費	917,013	△ 96,928	820,085
	3. 清掃費	8,050,560	△ 74,837	7,975,723
5. 労 働 費		109,361	△ 1,733	107,628
	1. 労働諸費	109,361	△ 1,733	107,628
6. 農林水産業費		862,322	8,050	870,372
	1. 農林費	862,322	8,050	870,372
7. 商 工 費		1,057,204	837	1,058,041
	1. 商工費	1,057,204	837	1,058,041
8. 観 光 費		1,113,665	△ 10,577	1,103,088
	1. 観光費	1,113,665	△ 10,577	1,103,088
9. 土 木 費		15,575,191	65,809	15,641,000
	1. 土木管理費	246,605	20,291	266,896
	2. 道路橋梁費	7,542,957	38,685	7,581,642
	3. 河川費	370,544	11,727	382,271
	4. 都市計画費	5,874,336	△ 24,137	5,850,199
	6. 住宅費	647,046	19,243	666,289
10. 消 防 費		5,206,591	447	5,207,038
	1. 消防費	5,206,591	447	5,207,038

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 教育費		千円 14,084,106	千円 5,630,300	千円 19,714,406
	1. 教育総務費	3,482,841	67,987	3,550,828
	2. 小学校費	2,672,847	3,591,268	6,264,115
	3. 中学校費	1,307,884	2,033,227	3,341,111
	4. 高等学校費	992,845	△ 84,528	908,317
	5. 幼稚園費	589,400	△ 20,937	568,463
	7. 保健体育費	2,919,882	43,283	2,963,165
歳出合計		170,283,464	6,113,263	176,396,727

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2. 総務費			千円 200,000
	1. 総務管理費	スポーツ施設整備事業	200,000
3. 民生費			100,000
	1. 社会福祉費	障害者福祉施設整備事業	100,000
9. 土木費			279,019
	2. 道路橋梁費	道路橋梁新設改良事業	279,019
11. 教育費			5,730,000
	1. 教育総務費	中高一貫校施設整備事業	110,000
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	3,600,000
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	2,020,000
合計			6,309,019

第3表 債務負担行為補正

## 1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
子ども医療システム改修経費	令和7年度から 令和8年度まで	千円 3,520
JR帯解駅舎改修事業機器移設負担金	令和7年度から 令和8年度まで	30,000
地域クラブ活動運営業務委託	令和7年度から 令和10年度まで	810,000
佐保小学校校舎建設事業	令和7年度から 令和9年度まで	4,895,362
学校給食調理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	30,000
指定管理者による奈良市男女共同参画センターの管理に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市東市コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市田原コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市八条コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市右京コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額
指定管理者による奈良市月ヶ瀬梅の資料館の管理に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額

第4表 地方債補正

## 1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業	千円 575,500	千円 775,500
福 祉 施 設 整 備 事 業	374,500	474,500
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	1,813,400	7,433,400
中 高 一 載 校 施 設 整 備 事 業	68,000	178,000
計	14,337,600	20,367,600

令和7年度奈良市国民健康保険  
特別会計補正予算（第2号）

令和7年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35, 307, 529千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 財 産 収 入		千円 500	千円 300	千円 800
	1. 財産運用収入	500	300	800
歳 入 合 計		35,307,229	300	35,307,529

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 基 金 積 立 金		千円 500	千円 300	千円 800
	1. 基 金 積 立 金	500	300	800
歳 出 合 計		35,307,229	300	35,307,529

第2表 債務負担行為補正

## 1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
子ども・子育て支援金 システム連携業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	千円 26,000
徴収通知書印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	4,000

1. 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	36,876,093	11,175	36,887,268
17 県支出金	12,442,604	4,500	12,447,104
21 繰越金	1,482,028	67,588	1,549,616
23 市債	14,337,600	6,030,000	20,367,600
歳入合計	170,283,464	6,113,263	176,396,727

1. 一般会計  
 (1) 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第5号)

1. 一般会計

1. 一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第5号)

## ( 岐 出 )

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額 計†	補 正 額 の 財 源 内 訳			
			国県支出金	特 定 財 債	そ の 他	一 般 財 源
1 議会費	651,477	16,598	668,075			16,598
2 総務費	18,183,276	376,104	18,559,380		200,000	176,104
3 民生費	79,166,422	167,459	79,333,881	2,175	100,000	65,284
4 衛生費	15,087,205	△140,031	14,947,174	13,500		△153,531
5 労働費	109,361	△1,733	107,628			△1,733
6 農林水産業費	862,322	8,050	870,372			8,050
7 商工費	1,057,204	837	1,058,041			837
8 觀光費	1,113,665	△10,577	1,103,088			△10,577
9 土木費	15,575,191	65,809	15,641,000			65,809
10 消防費	5,206,591	447	5,207,038			447
11 教育費	14,084,106	5,630,300	19,714,406		5,730,000	△99,700
岐 出 合 計†	170,283,464	6,113,263	176,396,727	15,675	6,030,000	67,588

繰越金

67,588

一般財源内訳

## 2. 歳入

第16款 国庫支出金

第1項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
2 民生費国庫補助金	1,420,833	2,175	1,423,008	5 社会福祉施設整備費 等施設整備金 補助金	2,175	保護施設整備事業費補助金
計	3,773,031		2,175	3,775,206		

第16款 国庫支出金

## 第16款 国庫支出金

## 第4項 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	分	
3 衛生費国庫交付金	234,901	9,000	243,901	1 母子保健費交付金		9,000 子ども・子育て支援交付金
計	8,576,598	9,000	8,585,598			

第16款 国庫支出金

## 第17款 県支出金

## 第4項 県交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費県交付金	16,022	4,500	20,522	1 母子保健費交付金	4,500	子ども・子育て支援交付金
計	2,198,060	4,500	2,202,560			

第17款 県支出金

## 第21款 繰越金

## 第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区	分	
1 繰越金	1,482,028	67,588	1,549,616	1 繰越金		67,588 岐計剩余繰越金
計	1,482,028	67,588	1,549,616			

第21款 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 総務債	732,000	200,000	932,000	3 スポーツ施設整備事業債	200,000	スポーツ施設整備事業債
2 民生債	374,500	100,000	474,500	1 福祉施設整備事業債	100,000	障害者福祉施設整備事業債
8 教育債	2,544,800	5,730,000	8,274,800	1 義務教育施設整備事業債	5,620,000	小学校施設整備事業債 中学校施設整備事業債
				2 中高一貫校施設整備事業債	110,000	中高一貫校施設整備事業債
計	14,337,600	6,030,000	20,367,600			

3. 岐出  
第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補正額内○訳	節	
					区分	金額
1 議会費	651,477	16,598	668,075	一般財源	2 給料	8,141
					3 職員手当等	5,126
					4 共済費	3,331
計	651,477	16,598	668,075	特定財源 一般財源	16,598 <sup>0</sup>	

## 第2款 総務費

## 第1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	補正額の 訳	節		説明
						区分	金額	
1 一般管理費	5,718,595	229,250	5,947,845	一般財源	229,250	2 給料	72,811	職員給与費等
						3 職員手当等	172,756	
						4 共済費	△16,795	
						18 負担金補助及び交付金	478	
18 庁舎等施設整備事業費	142,462	123	142,585	一般財源	123	2 給料	430	職員給与費等
19 スポーツ施設整備事業費	695,500	200,000	895,500	特定財源 (内訳) 市債	200,000	14 工事請負費	200,000	コミュニティスポーツ会館整備改修事業 月ヶ瀬体育館改修事業
								90,000 110,000
計	11,832,727	429,373	12,262,100	特定財源 一般財源	200,000 229,373			

第2款 総務費

## 第2款 総務費

## 第3項 徴税費

(単位：千円)					
目	補正前の額	補正額	○ 訳		
			補 財 原 内	正 額 区 分	節 金 額
1 税務総務費	601,705	△32,985	568,720	一般財源 △32,985	2 給料 △16,405 職員給与費等
				3 職員手当等 △14,644	
				4 共済費 △1,936	
計	1,556,223	△32,985	1,523,238	特定財源 一般財源 △32,985 0	
第2款 総務費					

第2款 総務費

第4項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補正額内○訳	節	
					区分	金額
1 戸籍住民基本台帳費	1,000,060	△6,368	993,692	一般財源 △6,368	2 給料	△731
					3 職員手当等	△6,303
					4 共済費	666
計	1,000,060	△6,368	993,692	特定財源 一般財源 0 △6,368		
第2款 総務費						

## 第2款 総務費

## 第5項 選舉費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補 正 源 内 の 訳	節	
					区分	金額
1 選舉管理委員会費	79,172	1,325	80,497	一般財源	1,325	977 職員給与費等
				2 給料		
				3 職員手当等		△277
				4 共済費		625
計	609,172	1,325	610,497	特定財源 一般財源	0 1,325	

## 第2款 総務費

## 第6項 統計調査費

目		補正前の額	補正額	計	補正額内○訳	区分	金額	説明
1 統計調査	総務費	16,597	7,117	23,714	一般財源	7,117	2 紙料	933 職員給与費等
						3 職員手当等	5,774	
						4 共済費	410	
計		265,846	7,117	272,963	特定財源 一般財源	7,117	0	
第2款 総務費								

第7項 總務費 第2款 監查委員費

第七項 監查委員費

目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 源	額 内 の 訳	節		説 明
							区	分	
1 監査委員費	93,084	△22,358	70,726	一般財源	△22,358	2 給料		△10,146	職員給与費等
						3 職員手当等		△8,974	
						4 共済費		△3,238	
計	93,084	△22,358	70,726	特定財源 一般財源	0 △22,358				

## 第3款 民生費

## 第1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 内訳	節		説明
					区分	金額	
1 社会福祉総務費	2,603,792	62,397	2,666,189	一般財源	62,397	2 給料	23,952 職員給与費等
8 人権文化センター費	60,912	9,435	70,347	一般財源	9,435	2 給料	5,203 職員給与費等
9 社会福祉施設整備事業費	3,700	3,263	6,963	特定財源 (内訳) 国庫支出金	2,175	18 負担金補助及び交付金	3,263 社会福祉施設整備事業
10 障害者福祉施設整備事業費	140,000	100,000	240,000	一般財源	2,175		
					1,088		
計	37,114,509	175,095	37,289,604	特定財源 (内訳) 市債	100,000	14 工事請負費	100,000 障害者福祉施設整備事業
					100,000		

## 第3款 民生費

## 第2項 児童福祉費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補正額の 内訳	節	
					区分	金額
1 児童福祉社務費	3,198,244	12,778	3,211,022	一般財源	12,778 2 給料	4,563 職員給与費等
3 認定こども園費	8,750,019	62,961	8,812,980	一般財源	62,961 2 給料 3 職員手当等	26,056 職員給与費等 9,930
4 保育所費	773,449	△74,573	698,876	一般財源	△74,573 2 給料 3 職員手当等	△34,537 職員給与費等 △27,713
					4 共済費	△12,323
計	28,658,733	1,166	28,659,899	特定財源 一般財源	0 1,166	

第3款 民生費

## 第3款 民生費

## 第3項 生活保護費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補正額内○訳	節	
					区分	金額
1 生活保護総務費	676,633	△11,309	665,324	一般財源 △11,309	2 給料	△3,335
					3 職員手当等	△8,575
					4 共済費	601
計	13,217,533	△11,309	13,206,224	特定財源 一般財源 △11,309 0		

## 第3款 民生費

## 第4項 国民年金事務費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補正額の ○訳	節	
					区分	金額
1 国民年金事務取扱費	175,647	2,507	178,154	一般財源	2,507	給料
					3 職員手当等	1,379
					4 共済費	547
						581
計	175,647	2,507	178,154	特定財源 一般財源	0	2,507

## 第4款 衛生費

## 第1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 領 內 の 訳	節		説 明
					区 分	金 額	
1 保健衛生総務費	637,854	15,269	653,123	一般財源	15,269 2 給料	12,033	職員給与費等
3 墓地火葬場費	381,497	5,283	386,780	一般財源	5,283 2 給料	2,769	職員給与費等
5 母子保健費	663,879	18,000	681,879	特定財源 (内訳) 国庫支出金 県支出金	13,500 12 委託料 9,000 4,500	18,000	母子健康教育及び相談経費
8 保健衛生施設整備事業費	218,318	△6,818	211,500	一般財源	△6,818 2 給料	△3,124	職員給与費等
計	4,983,367	31,734	5,015,101	特定財源 一般財源	13,500 18,234		

第4款 衛生費

## 第4款 衛生費

## 第2項 保健所費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補 正 財 源 の 訳	節	
					区 分	金額
1 保健所総務費	644,911	△96,928	547,983	一般財源 △96,928	2 給料	△42,357
					3 職員手当等	△41,711
					4 共済費	△12,860
計	917,013	△96,928	820,085	特定財源 一般財源 △96,928 0		

## 第4款 衛生費

## 第3項 清掃費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補 正 領 內 の 訳	節	
					区分	金額
1 清掃総務費	1, 567, 238	△10, 464	1, 556, 774	一般財源 △10, 464	2 給料	△2, 025
					3 職員手当等	△5, 057
					4 共済費	△3, 382
2 塵芥処理費	1, 798, 983	△64, 457	1, 734, 526	一般財源 △64, 457	2 給料	△25, 990
					3 職員手当等	△29, 472
					4 共済費	△8, 995
7 清掃施設整備 事業費	2, 185, 936	84	2, 186, 020	一般財源 84	2 給料	336
					3 職員手当等	△252
計	8, 050, 560	△74, 837	7, 975, 723	特定財源 0 一般財源 △74, 837		
第4款 衛生費						

## 第5款 労働費

## 第1項 労働諸費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補 財 源 の 額 内 ○ 訳	節 約 額	
					区分	金額
1 労働諸費	109,361	△1,733	107,628	一般財源	△1,733	△663
				2 給料		職員給与費等
				3 職員手当等		△962
				4 共済費		△108
計	109,361	△1,733	107,628	特定財源 一般財源	△1,733	0

第5款 労働費

## 第6款 農林水産業費

## 第1項 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額内○訳	節		説明
					区分	金額	
1 農業委員会費	86,721	△2,846	83,875	一般財源 △2,846	2 給料	△450	職員給与費等
					3 職員手当等	△2,277	
					4 共済費	△119	
2 農業総務費	88,835	12,712	101,547	一般財源 12,712	2 給料	4,909	職員給与費等
					3 職員手当等	5,184	
					4 共済費	2,619	
4 土地基盤整備事業費	130,653	△1,816	128,837	一般財源 △1,816	2 給料	253	職員給与費等
					3 職員手当等	△1,666	
					4 共済費	△403	
計	862,322	8,050	870,372	特定財源 0 一般財源 8,050			

第6款 農林水産業費

## 第7款 商工費

## 第1項 商工費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補正額内 ○ 訳	節 説	
					区分	金額
1 商工総務費	132,760	837	133,597	一般財源	837	2 給料 職員給与費等
					3 職員手当等	△2,017
					4 共済費	377
計	1,057,204	837	1,058,041	特定財源 一般財源	0 837	

## 第8款 觀光費

## 第1項 觀光費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補 正 財 源 の 訳	節	
					区 分	金額
1 観光総務費	215,730	△10,577	205,153	一般財源 △10,577	2 給料	△1,511
					3 職員手当等	△7,939
					4 共済費	△1,127
計	1,113,665	△10,577	1,103,088	特定財源 一般財源 △10,577 0		

第8款 觀光費

## 第9款 土木費

## 第1項 土木管理費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	節	
					区分	金額
1 土木総務費	213,739	20,291	234,030	一般財源	20,291	職員給与費等
					2 給料	11,060
					3 職員手当等	7,917
					4 共済費	1,314
計	246,605	20,291	266,896	特定財源 一般財源	0 20,291	
第9款 土木費						

## 第9款 土木費

## 第2項 道路橋梁維持費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源	節	
					区分	金額
1 道路橋梁維持費	881,985	△1,175	880,810	一般財源	△1,175 2 給料	4,532 職員給与費等
2 道路橋梁維持費	1,170,799	281	1,171,080	一般財源	281 3 職員手当等	△6,081 △255 職員給与費等
3 道路橋梁新設改良費	5,490,173	39,579	5,529,752	一般財源	39,579 2 給料 3 職員手当等	17,018 15,620 職員給与費等
					4 共済費	6,941
計	7,542,957	38,685	7,581,642	特定財源 一般財源	0 38,685	
第9款 土木費						

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補正額内○訳	節	
					区分	金額
1 河川総務費	26,286	579	26,865	一般財源	579 2 給料	1,156
3 河川堤防改修費	192,258	11,148	203,406	一般財源	3 職員手当等 △577	5,221
					3 職員手当等	4,384
					4 共済費	1,543
計	370,544	11,727	382,271	特定財源 一般財源	11,727 0	

## 第9款 土木費

## 第4項 都市計画費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補正額の 訳	節	
					区分	金額
1 都市計画総務費	813,592	$\triangle 16,628$	796,964	一般財源 $\triangle 16,628$	2 給料	$\triangle 6,969$
					3 職員手当等	$\triangle 10,024$
					4 共済費	365
4 街路事業費	1,900,571	$\triangle 11,483$	1,889,088	一般財源 $\triangle 11,483$	2 給料	$\triangle 5,956$
					3 職員手当等	$\triangle 3,657$
					4 共済費	$\triangle 1,870$
10 公園事業費	563,947	3,974	567,921	一般財源 3,974	2 給料	2,472
					3 職員手当等	862
					4 共済費	640
計	5,874,336	$\triangle 24,137$	5,850,199	特定財源 一般財源 $\triangle 24,137$ 0		
第9款 土木費						

## 第9款 土木費

## 第6項 住宅費

目		補正前の額	補正額	計	補正額内 ○ 訳	区分	金額	説明
1 住宅管理費		480,209	18,211	498,420	一般財源	18,211 2 給料	9,735	職員給与費等
2 公営住宅整備事業費		166,837	1,032	167,869	一般財源	1,032 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	5,321 3,155 888 △15 159	職員給与費等
	計	647,046	19,243	666,289	特定財源 一般財源	0 19,243		
第9款 土木費								

## 第10款 消防費

## 第1項 消防費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補 正 財 源 の 訳	節	
					区 分	金 領
1 常備消防費	4,023,621	-	4,023,621	一般財源	0	
5 消防施設費	1,011,336	447	1,011,783	一般財源	447	職員給与費等 △36
					2 給料	433
					3 職員手当等	
					4 共済費	50
計	5,206,591	447	5,207,038	特定財源 一般財源	0 447	
第10款 消防費						

## 第11款 教育費

## 第1項 教育総務費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補 正 領 内 の 訳	節	
					区 分	金 銀
1 教育委員会費	1,635,873	60,047	1,695,920	一般財源 60,047 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及 び交付金 45	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及 び交付金 45	26,206 20,339 13,457 △76,072 △45,771 △11,739 32,000 △478
					△102,060	△102,060 △134,060 32,000
					2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料 18 負担金補助及 び交付金 45	△76,072 △45,771 △11,739 32,000 △478
					110,000 (内訳) 市債 110,000	110,000 一条高等学校・附属中学校施設整備事業
4 中高一貫校施設整備事業費	68,000	110,000	178,000	特定財源 110,000 110,000	14 工事請負費 3,550,828 特定財源 一般財源 △42,013	110,000
					67,987	
計	3,482,841					
第11款 教育費						

## 第11款 教育費

## 第2項 小学校費

		補正前の額				補正額				説明	
目	補正前の額	補正額	計	補 財 源	正 額	内 訳	区 分	金 額	節	説	明
1 小学校管理費	853,306	△1,976	851,330	一般財源	△1,976	2 給料		1,059	職員給与費等		
						3 職員手当等		△1,081			
						4 共済費		△1,954			
4 小学校施設整備事業費	1,455,911	3,593,244	5,049,155	特定財源 (内訳) 市債	3,600,000	2 給料		△2,912	職員給与費等		
				一般財源	3,600,000	3 職員手当等		△2,559	小学校施設整備事業		
				△6,756	4 共済費			△1,285			
					14 工事請負費			3,600,000			
計	2,672,847	3,591,268	6,264,115	特定財源 一般財源	3,600,000 △8,732						
第11款 教育費											

## 第11款 教育費

## 第3項 中学校費

		補正前の額				補正額				説明			
目		補正前	額	補正額	内訳	区分	金額	区分	金額	説明	中学校施設整備事業	中学校施設整備事業	
1	中学校管理費	463,878	12,343	476,221	一般財源	12,343	2 給料		7,144	職員給与費等			
4	中学校施設整備事業費	591,046	2,020,884	2,611,930	特定財源 (内訳) 市債	2,020,000	2 給料		1,126	職員給与費等	2,020,000	884	
					一般財源	884	3 職員手当等		△366				
							4 共済費		124				
							14 工事請負費		2,020,000				
	計	1,307,884	2,033,227	3,341,111	特定財源 一般財源	2,020,000 13,227							
第11款 教育費													

## 第11款 教育費

## 第4項 高等学校費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補 正 財 源 の 訳	節	
					区分	金額
1 全日制高等学校費	986,209	△84,528	901,681	一般財源 △84,528	2 給料	△23,192
					3 職員手当等	△43,378
					4 共済費	△17,913
					18 負担金補助及び交付金	△45
計	992,845	△84,528	908,317	特定財源 一般財源 △84,528	0	

## 第11款 教育費

## 第5項 幼稚園費

(単位：千円)						
目	補正前の額	補正額	計	補 正 領 内 の 訳	節	
					区 分	金額
1 幼稚園費	589,400	△20,937	568,463	一般財源 △20,937	2 給料	△7,922
					3 職員手当等	△9,706
					4 共済費	△3,309
計	589,400	△20,937	568,463	特定財源 一般財源 △20,937	0	

## 第11款 教育費

## 第7項 保健体育費

		（単位：千円）			
目	補正前の額	補正額	計	補正額内○訳	節 説
			区分	金額	明
1 学校給食費	2,735,467	43,283	2,778,750	一般財源 43,283	職員給与費等 給食食材開達経費 13,283 30,000
				2 給料 8,489	
				3 職員手当等 3,536	
				4 共済費 1,258	
				10 需用費 30,000	
計	2,919,882	43,283	2,963,165	特定財源 一般財源 43,283 0	
第11款 教育費					

#### 4. 給与費明細書

##### 1. 会計年度任用職員以外の一般職 (1) 総括

区分	職員数(人)	給与費		共済費	合計	備考
		給料	職員手当			
補正後	2,347 [190]	9,797,031	8,221,051	18,018,082	3,542,984	21,561,066
補正前	2,347 [190]	9,797,031	8,221,051	18,018,082	3,542,984	21,561,066
比較						

( )は再任用職員の外数

職員手当の内訳	区分	扶養手当	初任給調整手当	通勤手当	地域手当	超過勤務手当	特殊勤務手当	期末手当	勤勉手当
補正後									
補正前									
比較		△ 5,717	2,832	7,103	△ 136,318	67,981	△ 21,394	△ 60,686	△ 45,559

職員手当の内訳	区分	教員特別手当	宿日直手当	管理職手当	住居手当	单身赴任手当	管理職員特別勤務手当	退職手当
補正後		6,362	22	384,423	185,510	1,296	6,307	949,117
補正前		8,262	366	413,760	195,630	3,726	11,021	708,514
比較		△ 1,900	△ 344	△ 29,337	△ 10,120	△ 2,430	△ 4,714	240,603

## (2) 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	計上予算額	繰越予算額
2. 総務費	1. 総務管理費	一ツシ施設整備事業	895,500	200,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	障害者福祉施設整備事業	240,000	100,000
9. 土木費	2. 道路橋梁費	新設改良事業	5,529,752	279,019
11. 教育費	1. 教育総務費	中高一貫校施設整備事業	178,000	110,000
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	5,049,155	3,600,000
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	2,611,930	2,020,000

(3) 債務負担行為翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額又は支出額の見込み  
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事項	限度額	前年度までの 支出(見込)額			当該年度以降の 支出予定期間			左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他の財源
子ども医療システム改修経費	3,520			令和7年度 から 令和8年度 まで	3,520					3,520
JR 帯解駅舎改修事業金 機器移設負担金	30,000			令和7年度 から 令和8年度 まで	30,000					30,000
地域クラブ活動運営業務委託	810,000			令和7年度 から 令和10年度 まで	810,000					810,000
佐保小学校校舎建設事業	4,895,362			令和7年度 から 令和9年度 まで	4,895,362			168,990	4,726,300	72

学校給食調理業務委託	30,000	令和7年度から 令和8年度まで	30,000		30,000
指定管理者による奈良市一 男女共同参画セントラル経費	協定に基づき 決定した指定期 間に要する額	令和8年度から 令和10年度ま で同じ	限度額 に同じ		全額
指定管理者による奈良市コ ミュニティースポーツ会館の管 理による奈良市コムニティエス ポーツ会館の運営に要する経費	協定に基づき 決定した指定期 間に要する額	令和8年度から 令和12年度ま で同じ	限度額 に同じ		全額
指定管理者による奈良市 ならやまコムニティスポーツ会館 の管理による奈良市コムニティ エスポート会館の運営に要する 経費	協定に基づき 決定した指定期 間に要する額	令和8年度から 令和12年度ま で同じ	限度額 に同じ		全額
指定管理者による奈良市 東市コムニティエスポート会館 の管理による奈良市コムニティ エスポート会館の運営に要する 経費	協定に基づき 決定した指定期 間に要する額	令和8年度から 令和12年度ま で同じ	限度額 に同じ		全額
指定管理者による奈良市 邑地コムニティエスポート会館 の管理による奈良市コムニティ エスポート会館の運営に要する 経費	協定に基づき 決定した指定期 間に要する額	令和8年度から 令和12年度ま で同じ	限度額 に同じ		全額

事項	限度額	前年度未までの額	当該年度予定期間	当該年度以降の額	左の財源内訳				
					特定期間	金額	国県支出金	地方債	その他の財源
指定管理者による奈良市高の原コミュニティースポーツ館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間に中における額		令和8年度から令和12年度まで	限度額と同じ					全額
指定管理者による奈良市狭川コミュニティースポーツ場の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間に中における額		令和8年度から令和12年度まで	限度額と同じ					全額
指定管理者による奈良市指田原コミュニティースポーツ場の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間に中における額		令和8年度から令和12年度まで	限度額と同じ					全額
指定管理者による奈良市八条広場の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間に中における額		令和8年度から令和12年度まで	限度額と同じ					全額
指定管理者による奈良市右会館の管理に要する経費	協定に基づき決定した指定期間に中における額		令和8年度から令和12年度まで	限度額と同じ					全額

指定管理者による奈良市館料経費の月別管理に要する額	協定に基づき決定した指定期間中における額	令和8年度から令和10年度までの額	限度額に同じ	全額
---------------------------	----------------------	-------------------	--------	----

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調査書

( 単位 千円 )

区分 分	補 正 前		補 正 後	
	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み	当該年度末現在高見込額
1 . 普 通 債	13,423,100	101,098,901	19,453,100	107,128,901
(2) 教 育	3,149,400	28,381,441	9,079,400	34,311,441
(4) そ の 他	2,494,800	35,822,841	2,594,800	35,922,841
合 計	14,337,600	172,451,939	20,367,600	178,481,939

1. 総括  
( 峴 入 )

款		補正前の額	補正額	(単位：千円)
5 財産収入		500	300	800
峴 入 合 計		35,307,229	300	35,307,529

2. 国民健康保険特別会計  
(1) 国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書 (第2号)

## (歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
6 基金積立金	500	300	800				300
歳出合計	35,307,229	300	35,307,529				300

2. 歳入  
第5款 財産収入

第1項 財産運用収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	分	
1 利子及び配当金	500	300	800	1 利子収入		300 国民健康保険財政調整基金預金利息収入
計						

3. 厳出  
第6款 基金積立金

第1項 基金積立金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	補正額の 旨 <sup>1</sup>	補財源の 額	区分	金額	節		説明
							額	額	
1 国民健康保険 財政調整基金 積立金	500	300	特定財源 (内訳) 財産収入	800	24 積立金	300			300 国民健康保険財政調整基金積立経費
計	500	300				800	特定財源 一般財源	300 0	

(2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み  
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(1. 追加分)

(単位 千円)

事項	限度額	前年度までの支 出(見込)額	当該年度以降の 支出予定期	左の財源内訳			
				期間	金額	特定期	定期
子ども・子育て支援金 託業委託業務	26,000		令和7年度 から 令和8年度 まで	26,000			
徴収通知書印刷等経費	4,000		令和7年度 から 令和8年度 まで	4,000			

令和7年度奈良市水道事業会計  
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度奈良市水道事業会計予算第6条に定めた債務負担行為を次のとおり改める。

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
料金システムデータ抽出委託	令和7年度から 令和8年度まで	千円 23,680	令和7年度から 令和9年度まで	千円 23,680
料金システム開発委託	令和7年度から 令和8年度まで	218,974	令和7年度から 令和9年度まで	218,974

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

令和7年度奈良市下水道事業会計  
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度奈良市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
料金システム開発委託	令和7年度から 令和8年度まで	千円 218,974	令和7年度から 令和9年度まで	千円 218,974

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市人権・コミュニティセンター条例 の一部改正について

奈良市人権・コミュニティセンター条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市人権・コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

奈良市人権・コミュニティセンター条例（令和6年奈良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市北人権・コミュニティセンター	奈良市川上町418番地の1
-------------------	---------------

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次項の規定による改正前の奈良市人権文化センター条例（平成14年奈良市条例第17号）第4条第1項の規定により市長が行った施行日以後の使用に係る奈良市北人権文化センターの使用許可及び市長に対して行われた当該使用許可の申請は、施行日以後においては、奈良市人権・コミュニティセンター条例第7条第1項の規定により指定管理者が行った奈良市北人権・コミュニティセンターの使用承認及び指定管理者に対して行われた当該使用承認の申請とみなす。

（奈良市人権文化センター条例の一部改正）

3 奈良市人権文化センター条例の一部を次のように改正する。

第2条の表奈良市北人権文化センターの項を削る。

(提案理由)

共生社会の実現に向けた幅広い啓発、事業等を行い、多様化する課題に対応する施設として、北人権・コミュニティセンターを設置し、指定管理者制度を導入しようとするものである。

## 奈良市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

奈良市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定しようとする。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「特定乳児等通園支援事業基準」という。）において使用する用語の例による。

#### (特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、特定乳児等通園支援事業基準の定めるところによる。

#### (暴力団の排除)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利すこととならないようにしなければならない。

#### (委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(特定乳児等通園支援事業基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、特定乳児等通園支援事業基準附則及び特定乳児等通園支援事業基準を改正する府令附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）が令和8年度から給付制度化されることに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めようとするものである。

## 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例の一部改正について

入江泰吉記念奈良市写真美術館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例の一部を改正する条例

入江泰吉記念奈良市写真美術館条例（平成4年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第3条の2第1項第2号中「使用承認及び使用制限」を「利用承認及び利用制限」に改める。

第4条の見出しを「（観覧の利用料金）」に改め、同条第1項中「別表第1に定める観覧料」を「その観覧に係る料金（以下「観覧の利用料金」という。）」に改め、同条第3項中「市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、観覧料」を「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により観覧の利用料金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の観覧料」を「観覧の利用料金」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 16歳未満の者並びに高等学校の生徒、大学の学生及びこれらに準ずる者

第4条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 観覧の利用料金は、別表第1に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に観覧の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

第5条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「使用」を「利用」に改める。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第7条の見出し中「使用承認」を「利用承認」に改め、同条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「使用承認」を「利用承認」に、「使用を」を「利用を」に改め、同項第2号中「使用目的」を「利用目的」に、「使用した」を「利用した」に改め、同条第2項中「使用承認」を「利用承認」に、「使用の」を「利用の」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第2に定める使用料」を「その利用に係る料金（以下「展示室の利用料金」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により展示室の利用料金を減免することができる。

第8条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 展示室の利用料金は、別表第2に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に展示室の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

第9条の見出し及び同条第1項中「使用者」を「利用者」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第9条の2（見出しを含む。）中「使用」を「利用」に改める。

第10条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用する者は、別表第3に定める使用料」を「利用する者は、その利用に係る料金（以下「駐車場の利用料金」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 駐車場の利用料金は、別表第3に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に駐車場の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

第10条の2（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

第12条の見出し中「観覧料等」を「利用料金」に改め、同条中「観覧料並びに展示室及び駐車場の使用料」を「観覧の利用料金、展示室の利用料金及び駐車場の利用料金」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第13条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「き損」を「毀損」

に改める。

第14条中「使用」を「利用」に、「き損」を「毀損」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区分		市内に住所を有する者	市外に住所を有する者		
普通観覧の利用料金 (1人1回につき)	個人	500円	700円		
	団体	400円	600円		
特別観覧の利用料金 (1人1回につき)		2,000円			
定期観覧の利用料金 (1人1年につき)		2,500円			
備考					
1 「普通観覧の利用料金」とは、常設展示の資料を観覧するために1回の観覧の都度納付するものをいう。					
2 「特別観覧の利用料金」とは、特別展示の資料を観覧するために1回の観覧の都度納付するものをいう。					
3 「定期観覧の利用料金」とは、1年間を通じて隨時常設展示又は特別展示の資料を観覧するために一括して納付するものをいう。					
4 「団体」とは、利用料金を納付すべき者が20人以上のものをいう。					

別表第2及び第3中「使用料」を「利用料金」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

入江泰吉記念奈良市写真美術館について利用料金制を導入するとともに、観覧の利用料金の見直しを行おうとするものである。

## 奈良市入江泰吉旧居条例の一部改正について

奈良市入江泰吉旧居条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市入江泰吉旧居条例の一部を改正する条例

奈良市入江泰吉旧居条例（平成25年奈良市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項中「別表に定める入館料」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条第3項中「市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、入館料」を「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により利用料金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の入館料」を「利用料金」に改め、同項第3号中「及びこれ」を「、大学の学生及びこれら」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第8条（見出しを含む。）中「入館料」を「利用料金」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表（第7条関係）

区分		市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
利用料金 (1人1回限り)	個人	200円	300円
	団体	100円	150円

備考 「団体」とは、利用料金を納付すべき者が20人以上のものをいう。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (提案理由)

入江泰吉旧居について利用料金制を導入するとともに、利用料金の見直しを行おうとするものである。

## 奈良市杉岡華郵書道美術館条例の一部改正について

奈良市杉岡華郵書道美術館条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市杉岡華郵書道美術館条例の一部を改正する条例

奈良市杉岡華郵書道美術館条例（平成12年奈良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第1項中「別表に定める観覧料」を「その観覧に係る料金（以下「利用料金」という。）」に改め、同条第3項中「市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、観覧料」を「指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により利用料金」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項の観覧料」を「利用料金」に改め、同項第3号中「及びこれ」を「、大学の学生及びこれら」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

第5条（見出しを含む。）中「観覧料」を「利用料金」に改める。

第6条第1項第1号及び第7条中「き損」を「毀損」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表（第4条関係）

区分		市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
普通観覧の利用料金 (1人1回限り)	個人	300円	500円
	団体	240円	400円

特別観覧の利用料金 (1人1回につき)	2,000円
定期観覧の利用料金 (1人1年につき)	2,000円
備考	
1 「普通観覧の利用料金」とは、常設展示の書道作品又は資料を観覧するために1回の観覧の都度納付するものをいう。	
2 「特別観覧の利用料金」とは、特別展示の書道作品又は資料を観覧するために1回の観覧の都度納付するものをいう。	
3 「定期観覧の利用料金」とは、1年間を通じて隨時常設展示又は特別展示の書道作品又は資料を観覧するために一括して納付するものをいう。	
4 「団体」とは、利用料金を納付すべき者が20人以上のものをいう。	

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### (提案理由)

杉岡華邨書道美術館について利用料金制を導入するとともに、利用料金の見直しを行おうとするものである。

## 奈良市災害対策基本条例の制定について

奈良市災害対策基本条例を次のように制定しようとする。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市災害対策基本条例

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 責務（第4条—第7条）

第3章 防災対策（第8条—第15条）

第4章 災害応急対策（第16条—第20条）

第5章 復興対策（第21条）

第6章 雜則（第22条）

##### 附則

本市は、中西部に奈良盆地東縁断層帯があるほか、西部の平野部は洪水浸水想定区域が多く、東部には多数の土砂災害警戒区域が点在しています。そのため、市域のほとんどで大地震、浸水害及び土砂災害のいずれかによる被害が発生する可能性があり、奈良盆地東縁断層帯地震、南海トラフ地震等が発生した場合には甚大な被害が発生することも想定されていることから、市民等の生命、身体、財産及び個人の尊厳を守ることができるよう、災害に対する備えを平時から整えていくことが重要となっています。

また、近年、全国各地において、大地震による甚大な被害に加えこれまでに経験したことのないような暴風、豪雨等による甚大な被害が発生していることから、市職員、市民及び事業者の防災意識の高揚を図る必要があります。

災害から市民等の生命、身体、財産及び個人の尊厳を自分自身の手で守るために、市、市民、自主防災組織及び事業者の全ての者が、災害対策に関する目標を共有し、それぞれの

責務を自覚し、力を合わせて災害対策に取り組まなければなりません。

そのため、自分自身、家族等を災害から守る自助、地域においてお互いに協力して助け合う共助、行政が自助及び共助を補完し、市民等を支援する公助に基づき、市、市民、自主防災組織及び事業者が、それぞれの役割を果たし総力を結集して本市の災害への対応力を強化することが重要です。ここに、自助、共助及び公助の考え方の下に、災害に強い安全で安心なまちを築き、次の世代に引き継いでいくという決意の下、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、自助、共助及び公助の考え方の下に、災害対策について基本理念を定め、市、市民、自主防災組織及び事業者の責務を明らかにするとともに、防災対策、災害応急対策及び復興対策に係るそれぞれの基本的な役割を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害による被害の最小化を図り、災害に強いまちを実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 災害時 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び居住する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び市内に通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業を営む個人、法人及びその他の団体をいう。
- (6) 自主防災組織 法第2条の2第2号の自主防災組織をいう。
- (7) 自主防災活動 市民、自主防災組織及び事業者が地域において自主的かつ組織的に行う防災に関する活動をいう。
- (8) 災害対策関係機関 災害対策を実施する国及び奈良県の行政機関並びに法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- (9) 災害ボランティアセンター 災害時に設置される被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点をいう。

- (10) 要配慮者 法第8条第2項第17号の要配慮者をいう。
- (11) 帰宅困難者 災害時に外出している者のうち帰宅することができないもの及び遠距離を徒歩で帰宅するものをいう。
- (12) 避難所 災害から身を守るために市民等が避難し、一定期間滞在する市が指定した施設をいう。

(基本理念)

第3条 災害対策の基本理念は、自助、共助及び公助の考え方の下に、市、市民、自主防災組織及び事業者がそれぞれの責務を認識すること及び災害対策に係るそれぞれの役割を果たし相互に連携を図りながら協力して行うこととする。

第2章 責務

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の生命、身体、財産及び個人の尊厳（以下「市民等の生命等」という。）を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、法第42条第1項の規定により作成される奈良市地域防災計画及びその他法令等の規定に基づき、平時より災害対策を的確かつ円滑に実施するとともに、防災体制を整備するものとする。

- 2 市は、前項の規定により災害対策を実施するに当たり、災害対策関係機関及び他の地方公共団体との連携及び協力を図るとともに、市民、自主防災組織、事業者及びボランティア等との協力体制を構築するものとする。
- 3 市は、市民、自主防災組織及び事業者に対し、防災意識の高揚及び災害への備え等の充実を図るため、必要な情報を提供し、共有するものとする。
- 4 市は、自主防災組織の充実に向けて支援を行うとともに、市民及び事業者の自発的な災害対策の促進を図るものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、平時より自身の災害に対する備えを行うものとし、災害時において自分自身及び家族等の安全の確保に努めるものとする。
- 2 市民は、災害時において相互に協力し災害対策に取り組むことができるよう、平時から地域の一員として協力し、相互の安全の確保に努めるものとする。
  - 3 市民は、市、自主防災組織及び災害対策関係機関が実施する災害対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の責務)

第6条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地区自治連合会、地域の住民及び事業者等と協力し自主防災活動を実施するとともに、災害対策の一助となるよう組織の維持及び向上に努めるものとする。

2 自主防災組織は、地域の特性に応じて当該地域に係る地区防災計画及び避難所運営マニュアル等の作成並びに防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員及び事業所に来所する者（以下「従業員等」という。）並びに管理する施設及び設備の安全の確保に努めるものとする。

2 事業者は、従業員等が帰宅困難者となった場合の対策を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、市、自主防災組織及び災害対策関係機関が実施する災害対策に協力するよう努めるものとする。

第3章 防災対策

(防災に関する知識の普及等)

第8条 市は、防災に関する知識の普及及び情報の提供を積極的に推進し、防災意識の高揚を図るものとする。

2 市は、市民、自主防災組織、事業者等が行う災害対策に関する啓発活動に対し、必要な支援を行うものとする。

3 市は、研修等の実施により、市職員の防災に関する知識及び技術の習得を図るものとする。

4 市民、自主防災組織及び事業者は、防災に関する知識の習得及び訓練を積極的かつ継続的に実施するよう努めるものとする。

(防災訓練の実施)

第9条 市は、自主防災組織及び災害対策関係機関と連携して防災訓練を実施し、検証することによって不断の見直しを行うものとする。

2 自主防災組織は、地域の特性に合わせた防災訓練を実施するよう努めるものとする。

3 市は、自主防災組織が実施する防災訓練に対し積極的な支援及び協力をを行うものとする。

4 市民は、市及び自主防災組織が行う防災訓練に参加するよう努めるものとする。

5 事業者は、市及び自主防災組織が行う防災訓練に参加するよう努めるとともに、自ら防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(自主防災活動の推進)

第10条 市は、自主防災活動に対し積極的な支援及び協力を行うものとする。

2 市は、自主防災活動を推進するため、自主防災活動に係る中心的な役割を担う人材を育成するものとする。

3 市民及び事業者は、自主防災活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(物資等の備蓄等)

第11条 市は、計画的に災害時に必要な物資を備蓄し、及び防災資機材を整備するものとする。

2 市民は、災害に備え、食料、飲料水、携帯トイレその他の生活に必要な物資を3日分以上備蓄するよう努めるものとする。

3 自主防災組織は、災害に備え、初期消火、救助、避難等に必要な防災資機材を整備するよう努めるものとする。

4 事業者は、災害に備え、帰宅困難者となった従業員等に提供するため、食料、飲料水、携帯トイレその他の物資を備蓄するよう努めるものとする。

(ボランティア活動の推進等)

第12条 市は、災害時のボランティア活動への参加が促進されるよう、平時から普及啓発を行うものとする。

2 市は、社会福祉法人奈良市社会福祉協議会と連携し、災害時における外部からの支援を積極的に受け入れられるよう、災害ボランティアセンターの設置その他活動環境を整備するものとする。

3 市は、外部からの支援を生かすため、支援を受けるための体制を整えるとともに、災害時には積極的に情報を発信し、又は共有するものとする。

(要配慮者への支援)

第13条 市は、災害時において、要配慮者の支援を的確に行うために必要な情報の収集及び整理を行うとともに、自主防災組織及び災害対策関係機関と当該情報を共有するものとする。

2 市は、要配慮者に対し災害時における避難行動及び避難生活に関する情報を提供し、

要配慮者、医療関係者及び福祉関係者、自主防災組織その他の関係機関と連携するものとする。

(情報の収集及び提供)

第14条 市は、市内において発生することが予想される災害に関する情報を収集し、災害対策に反映するものとする。

2 市は、市民等、自主防災組織及び事業者に対し、あらかじめ避難所の位置その他災害に関する情報を提供するものとする。

3 市民等は、災害時において、適切な行動をとるため災害に関する情報を自ら積極的に収集するよう努めるものとする。

(協定の締結)

第15条 市は、災害時において協力の要請を円滑に行うことができるよう、あらかじめ他の地方公共団体、公共的団体及び事業者と災害時の応援に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

#### 第4章 災害応急対策

(災害応急対策の実施)

第16条 市は、災害時において災害対策関係機関と連携し、救援活動、応急復旧活動その他あらゆる手段を通じて市民等の生命等を守るものとする。

2 市は、災害時において、市民等、自主防災組織及び事業者に対し、速やかに避難及び被害の状況、災害応急対策に関する情報を提供するものとする。

3 市民等、自主防災組織及び事業者は、災害時において災害に関する情報に留意しつつ、市民等にあっては自らの生命及び身体を守るために必要と判断したときは速やかに避難し、事業者にあっては従業員等の生命及び身体を守るために速やかに必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市民等、自主防災組織及び事業者は、災害時において相互に協力して次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害に関する正確な情報の伝達
- (2) 要配慮者への避難支援
- (3) 出火防止及び初期消火
- (4) 被災者の救護及び救出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急対策として必要な事項

(避難及び避難所の運営)

第17条 市は、災害時において市民等及び事業者に対し早期避難を促さなければならぬ。

- 2 市は、災害時において必要があると認めるときは速やかに避難所を開設し、避難者の安全及び健康に配慮してその運営を行わなければならない。
- 3 自主防災組織は、市、地区自治連合会及び関係機関等と連携し、主体的な避難所の開設及び運営等により地区全体の安全確保に努めるものとする。
- 4 避難者は、避難所の円滑な運営に協力するよう努めるものとする。

(帰宅困難者への支援等)

第18条 市は、帰宅困難者に対し、避難及び帰宅のための情報の提供等の必要な支援を行うものとする。

- 2 市民等は、本市において帰宅困難者となった場合、自らの安全を確保するとともに、むやみに移動せず、市、自主防災組織、災害対策関係機関及び事業者が講ずる措置に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、従業員等の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(支援要請)

第19条 市は、災害時において必要があると認めるときは、災害対策関係機関並びに協定を締結した他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、災害応急対策に関する支援を要請するものとする。

- 2 市は、前項の規定により支援を要請するほか、災害の規模等を勘案し必要と認める場合は、協定を締結していない他の地方公共団体、公共的団体及び事業者に対し、災害応急対策に関する支援を要請するものとする。

(災害見舞金)

第20条 市長は、被災した市民に対し、その種類、程度等に応じて見舞金を支給することができるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、災害見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 第5章 復興対策

第21条 市は、災害により甚大な被害を受けた場合において、市民生活の早期再建及び

安定並びに被災した地域の復興に関する事業（以下「復興事業」という。）を迅速かつ計画的に実施するため、復興本部を設置しなければならない。

- 2 前項の場合において、市は、災害対策関係機関と連携し、災害復興の事業計画を策定し、復興事業を行うものとする。
  - 3 前項の規定により市が復興事業を行うときは、市民、自主防災組織及び事業者は、相互に協力し、速やかに市民生活及び事業活動を再建し、並びに被災した地域の復興を図るよう努めるものとする。
  - 4 市民、自主防災組織及び事業者は、復興事業の推進に協力するよう努めるものとする
- 

## 第6章 雜則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害による被害の最小化を図り、災害に強いまちを実現するため、基本理念、市の責務等を定めようとするものである。

## 奈良市営住宅条例の一部改正について

奈良市営住宅条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「60歳」を「65歳」に改め、同条第2項第2号中「20歳」を「18歳」に改め、同条第3項中「60歳」を「65歳」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、同条第7項第1号中「小学校就学の始期に達するまで」を「18歳未満」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

第7条第1項中「第8項」を「第7項」に改め、同条第3項中「同条第8項」を「同条第7項」に改める。

第12条第4項中「共益費をいう」の次に「。第38条の4の3において同じ」を、「水道料金をいう」の次に「。第38条の4の3において同じ。）、駐車場の使用料（第38条の4の5第1項に規定する使用料をいう。以下第38条の4の3、第38条の4の5及び第38条の4の9において「使用料」という）を加える。

第38条の4の3第2項中「当該」を削り、「駐車場の使用料（以下この条、第38条の4の5及び第38条の4の9において「使用料」という。）」を「使用料」に改め、同条第3項中「について未納の額」を「、家賃、共益費、水道料金その他の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（奈良市改良住宅条例の一部改正）

2 奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）の一部を次のように改正する

。

第5条第2項中「60歳」を「65歳」に改める。

(奈良市コミュニティ住宅条例の一部改正)

3 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「60歳」を「65歳」に改める。

(提案理由)

本市における世帯構成及び人口の変動に伴う市営住宅等の需要の変化に対応するため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 奈良市企業職員の給与の種類及び基準 に関する条例の一部改正について

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年奈良市条例第30号）  
の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「一部」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年  
につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### （提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正による部分休業の取得パターンの拡大  
に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものである。

## 工事請負契約の締結について

高の原駅前広場整備工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の5パーセント以内において変更することができる。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 契約の目的 高の原駅前広場整備工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 1,562,000,000円

4 契約の相手方 奈良市高天町38番地の3

高の原駅前広場整備工事（株）森本組・（株）広和特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社森本組奈良営業所

所長 仲井 幸平

株式会社広和

代表取締役 藤井 幹久

## 高の原駅前広場整備工事の概要

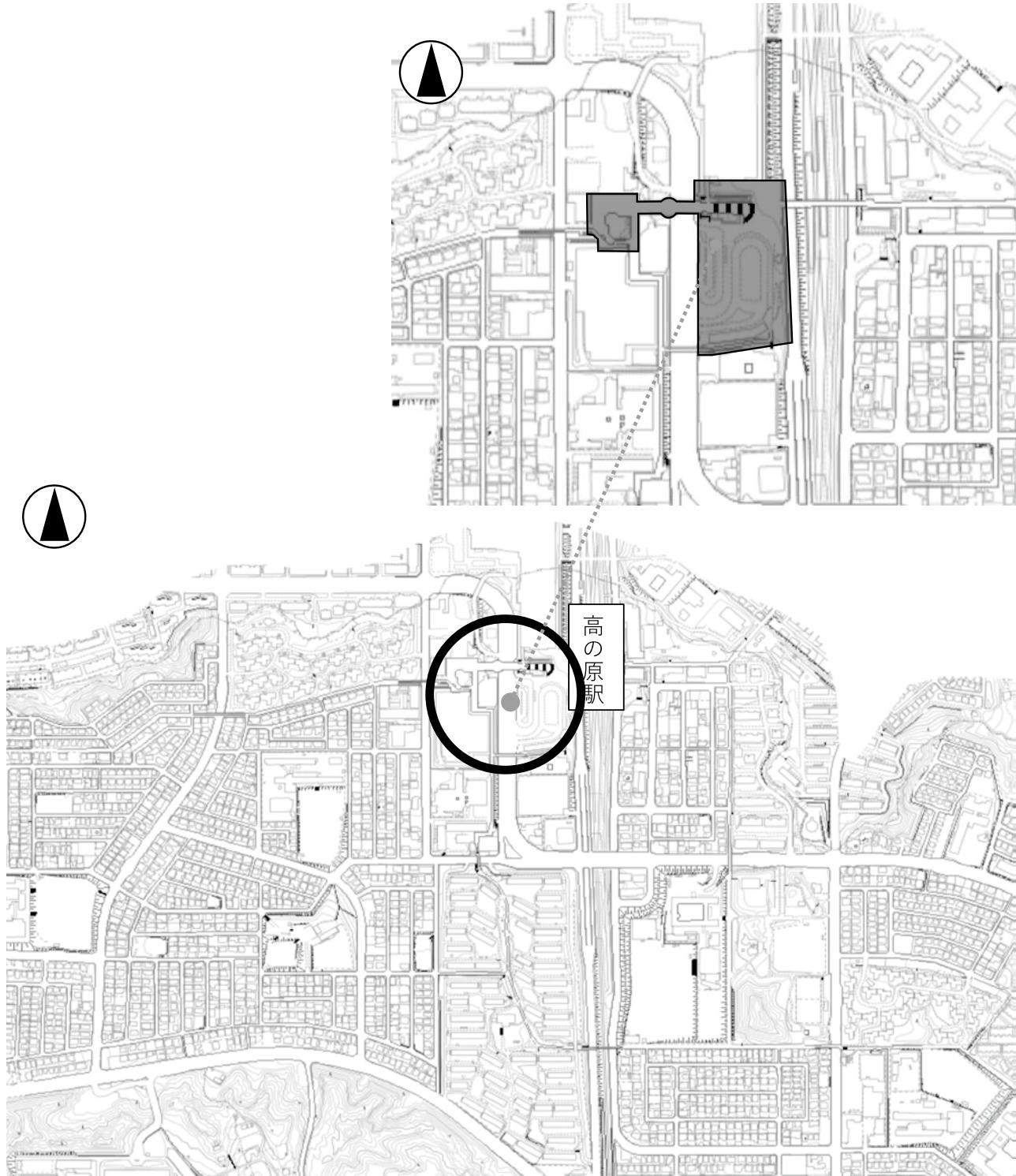
1. 工事場所 奈良市右京一丁目地内

2. 工事規模 駅前広場整備工事 A = 21, 800 m<sup>2</sup>

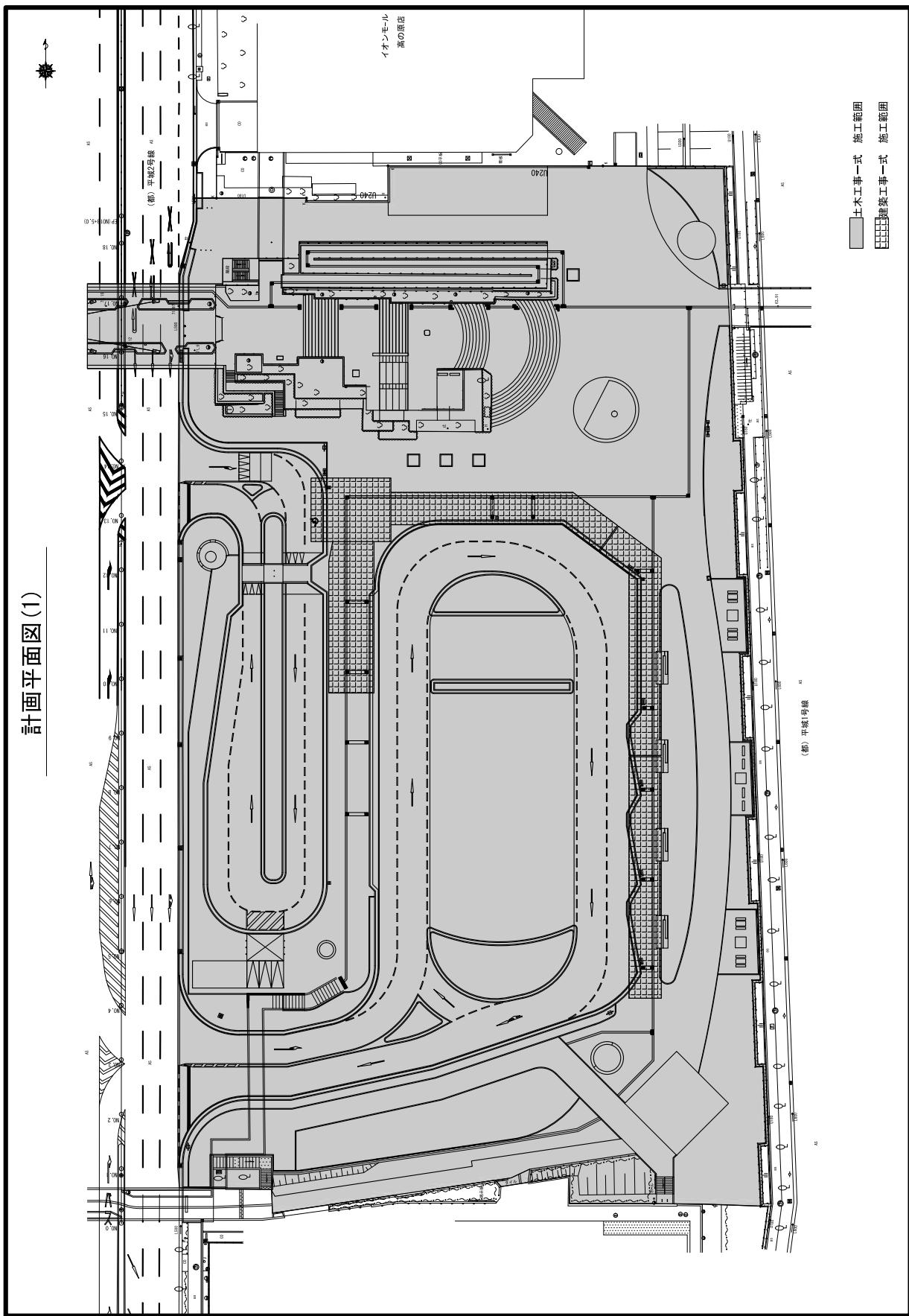
土木工事	一式		
敷地造成工	一式	舗装工	一式
排水設備工	一式	縁石工	一式
安全施設工	一式	道路付属施設工	一式
植栽工	一式	植栽移設工	一式
客土工	一式	擁壁工	一式
階段工	一式	下水設備工	一式
給水設備工	一式	通信配管設置工	一式
サービス施設工	一式	灌水設備工	一式
電気設備工	一式	構造物撤去工	一式
建築工事	一式		
建築施設組立設置工	一式		
シェルター工	一式		
フェンス工	一式		

3. 工期 契約の日から令和10年3月31日まで

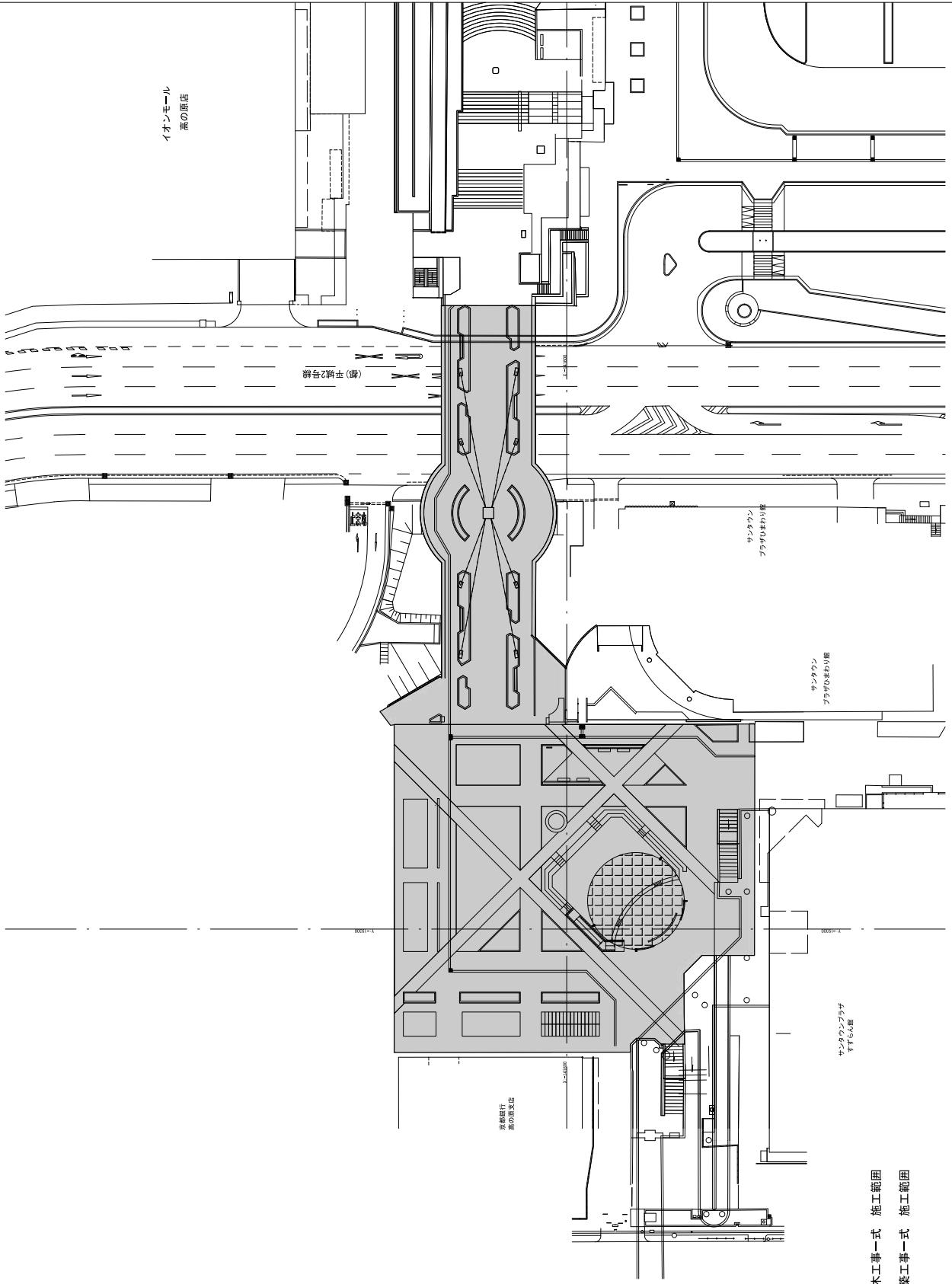
## 位置図



計画平面図(1)



計画平面図(2)



## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杉ヶ町23番地

奈良市男女共同参画センター

### 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人 奈良市生涯学習財団

理事長 西谷 忠雄

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 男女共同参画センターの事業の実施に関すること。

① 情報の収集及び提供に関すること。

② 団体、グループ等の活動の支援及び交流の場の提供に関すること。

③ その他男女共同参画センターの設置目的を達成するために必要な事業

(2) 男女共同参画センターの使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 男女共同参画センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市南紀寺町五丁目54番地の1

奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]

南紀寺町五丁目第一自治会

会長 [REDACTED]

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市朱雀二丁目12番地

奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]

平城ニュータウンスポーツ協会

会長 [REDACTED]

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市吉市町265番地の1

奈良市東市コミュニティスポーツ会館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

東市地区自治連合会

会長 [REDACTED]

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市東市コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市東市コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町469番地

奈良市邑地コミュニティスポーツ広場

### 2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]

邑地町自治会

会長 [REDACTED]

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市神功三丁目6番地

奈良市高の原コミュニティスポーツ会館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]

平城ニュータウンスポーツ協会

会長 [REDACTED]

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市下狭川町2, 882番地の3

奈良市狭川コミュニティスポーツ広場

### 2 指定管理者の所在地及び名称

■  
狭川地区自治連合会

会長 ■

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町203番地の1

奈良市田原コミュニティスポーツ広場

### 2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]

田原地区自治連合会

会長 [REDACTED]

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市八条一丁目814番地の4

奈良市八条コミュニティスポーツ広場

### 2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]

八条第二自治会

会長 [REDACTED]

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市八条コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市八条コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市右京四丁目11番地の1

奈良市右京コミュニティスポーツ会館

### 2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]

右京地区自治連合会

会長 [REDACTED]

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市右京コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (2) 奈良市右京コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

## 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

### 1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
梅の郷月ヶ瀬温泉	奈良市月ヶ瀬尾山2,681番地
月ヶ瀬温泉ふれあい市場	奈良市月ヶ瀬尾山2,681番地
奈良市月ヶ瀬梅の資料館	奈良市月ヶ瀬長引21番地の8
ロマントピア月ヶ瀬	奈良市月ヶ瀬長引707番地の10
奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	奈良市月ヶ瀬尾山2,763番地の14
湖畔の里 “つきがせ”	奈良市月ヶ瀬桃香野4,267番地の5

### 2 指定管理者の所在地及び名称

[REDACTED]

月ヶ瀬地域振興協議会

会長 [REDACTED]

### 3 指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 梅の郷月ヶ瀬温泉の供用に関すること。
- (2) 梅の郷月ヶ瀬温泉の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

- (3) 奈良市特産品等直売施設条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (4) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の利用制限に関すること。
- (5) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (6) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (7) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の利用制限に関すること。
- (8) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の施設及び展示物の維持管理に関すること。
- (9) 奈良市農林漁業体験実習館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (10) ロマントピア月ヶ瀬の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (11) ロマントピア月ヶ瀬の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (12) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (13) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (14) 奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例第3条に規定する事業の実施に関するこ  
と。
- (15) 湖畔の里 “つきがせ” の利用制限に関すること。
- (16) 湖畔の里 “つきがせ” の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (17) その他市長が定めること。

## 教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員のうち、川村由加里氏は、令和7年12月9日付けをもって、その任期が満了せられることに伴い、同氏を再び同委員会の委員に任命いたしたい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

住 所

[REDACTED]

氏 名 川 村 由 加 里

[REDACTED]

# 履歴書

氏名 川村由加里

生年月日 [REDACTED]

現住所 [REDACTED]

## 学歴

[REDACTED] [REDACTED]

## 職歴

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]

奈良市議案第122号

## 公平委員会の委員の選任について

公平委員会の委員として、次の者を選任いたしたいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和7年11月28日提出

奈良市長 仲川元庸

住 所



氏 名

みや まつ さち よ  
宮 本 幸 代



## 履歷書

氏名宮本幸代

生年月日

現住所

學歷

Figure 10. The effect of the number of hidden neurons on the performance of the proposed model.

職歷

The figure consists of a grid of 15 rows. The first 10 rows each have 10 columns. The last 5 rows each have 11 columns. Each row is a sequence of black and white squares, separated by vertical lines. The patterns vary from row to row, showing different combinations of black and white squares.



